

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年10月27日(水) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 4時00分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 8番委員 中川 敏明 10番委員 安瀧 和子 11番委員 松浦 義幸 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>16番委員 浦川 昌夫</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第6号議案 農地法第5条第4項の規定による協議の審議について 第7号議案 非農地証明願の審議について 第8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第9号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第10号議案 農地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地転用制限の例外(法第4条)による届出について 7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

	8. 転用許可の取消について（4条許可） 9. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について (2)農政関係報告事項 1. 県農業会議が実施した県への政策提案について
--	--

(開会 午後3時00分)

山田補佐 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和3年10月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号19番、市岡沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号18番 政岡 茂委員と、議席番号8番 久米裕純委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第1号議案、保留案件についての審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

藤田主事 それでは第1号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。1番は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。この案件は、9月の総会で、添付資料不備で保留となっていました。不足資料が提出され、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしたものとされます。

第1号議案は以上1件で、畑のみ184㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場184㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の保留案件の審議は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

井上主事 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受け

られないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後175aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後247aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与による持分の移転で、農地1筆の持分を1/5移転するものです。現在、当該地は譲渡人の持分が3/5、譲受人2/5となっており、許可後は譲渡人の持分が2/5、譲受人の持分が3/5となります。譲受人の耕作面積は許可後47aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上4件で、対象地は、田4,860㎡、畑3,143㎡、計8,003㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

十川主査 それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、太陽光発電施設に転用するものです。

藤田主事 2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、新型コロナウイルス感染症PCR検査場に転用するものです。

本案件は、令和元年8月総会にて、認可外保育園として4条許可を受けましたが、近隣地に認定こども園が建築されることから、目的を断念せざるを得なくなり、前回の許可を取り消し、新たに申請に至ったものです。以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用規模が大規模である2番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は以上2件で、地目は、田のみ1,347㎡、転用目的の内訳は、その他施設用地です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月15日に2番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名となります。

申請地は、国府町日開字中にあり、第2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、新型コロナウイルス感染症PCR検査場であり、造成は先の許可の際に完了しています。排水は、既存排水路へ放流することと、地元水利組合からの排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、南井上地区の委員として、許可やむなしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号議案の2番案件は、委員が関係者となるため、これを除く1番及び3番から11番案件について先に審議、採決をした後、2番案件について審議、採決をすることといたします。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

十川主査 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議のうち1番及び3番から11番案件について、御説明します。議案書4ページを、御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、インターチェンジから300m以内にある第3種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

藤田主事 5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

十川主査 6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設コンサルタント業を営んでおり、賃貸借権を設定し、本社の建て替え工事に伴う露天駐車場として令和3年11月1日から令和5年10月30日まで一時転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、飲食物の販売業を営んでおり、賃貸借権を設定し、飲食の店舗に転用するものです。また、本件土地は、平成25年に5条許可済であり、当時の転用目的はかソリンスタンドでしたが、目的達成が困難となり、この度、新たな転用目的として本件申請があったものです。なお、本件申請と併せて、事業計画変更申請もあり、この後、第5号議案についても御審議いただくことになります。

藤田主事 8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天貸資材置場に転用するものです。この案件の転用目的「貸資材置場」は、徳島県からの通知により原則として許可しないとされていますが、例外として認められる会社役員が転用し、当該会社に貸し付ける場合に該当します。

9番は、1号議案で御審議いただいた案件を誤って記載したため、削除します。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、認定こども園用地に転用するものです。この案件は、令和3年1月総会で永久転用の資材置場として5条許可を受けましたが、令和3年8月総会で一時転用の事業計画変更が承認されました。一時転用期間は、令和5年12月25日までの予定でしたが、転用者から、資材を撤収し、契約を解除した旨の報告書が添付されています。

11番の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、所有権を移転し、住宅敷地に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である3番から4番と6番から8番と10番案件については地区審査を実施しました。

以上で、第4号議案の1番及び3番から11番案件についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月14日に3番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側と事務局2名です。申請地は、三軒屋町東にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、露天資材置場に転用するものです。造成については、隣接する土地の高さまで約1.5m盛土し、南側と西側は、土羽打ちにより法面を作り、周囲に影響が出ないようにします。排水については、地下浸透および東側の水路に放流する計画で、地元の土地改良区から排水同意書及び意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、勝占地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして4番案件の地区審査に参加していただいた、

上八万地区の安瀨委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安瀨委員 先月17日、午後3時より、4番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、川人会長と私の委員2名、転用者側は2名、事務局2名です。申請地は、上八万町広田にあり、3種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、露天資材置場に転用するものです。造成については、現況のまま整地のみとし、周囲にコンクリートブロックを設置します。排水については、雨水のみ地下浸透として処理する計画であり、地元の用水組合から排水同意書が提出されています。結論として、今回の申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件を満たしており、上八万地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして6番案件と7番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月14日、6番案件、そして今月19日に7番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、細川委員、兼田推進委員、笹田推進委員と私の委員5名、転用者側と事務局2名です。

6番の申請地は、川内町鈴江西にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、露天駐車場に一時転用するものです。造成については、農地の原状回復が容易となるように現況地盤に強度・耐久性・透水性優れた不織布を設置し、その上に砕石を約20cm覆い、転圧する計画です。排水については、雨水のみで地下浸透とする計画で、地元の土地改良区から排水同意書及び意見書が提出されています。

続きまして、7番の申請地は、川内町平石住吉にあり、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、飲食の店舗であり、造成については、現況のままで整地のみを行い、排水については、浄化槽を設置し、東側の水路に放流する計画で、地元の土地改良区から排水同意書が提出されています。以上のことから、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして8番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月14日の午前9時30分より、8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、浦川推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象地は、国府町中字丈反田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、擁壁を新設し、山土で1.2m盛土します。排水については、雨水のみであり、道路側溝に排水するとのこと、地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、

農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして10番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月15日に10番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名となります。

申請地は、国府町川原田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、認定こども園用地であり、最近まで資材置き場として、別の業者が一時転用していたため、造成はせず、整地のみ行います。排水は、合併処理浄化槽で処理し、道路側溝に放流するとのことで、地元水利組合からの排水同意書の提出があります。以上のことから、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題はないと思われます。しかし、こども園ということで、道路幅や営農への影響について一部懸念されるため、11月中旬に実施される住民説明会へ参加後、改めて審議するべきであるとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の2番案件を除く許可申請は、10番案件を保留とし、残りの8件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、10番案件を保留とし、残りの8件を許可することに決定いたしました。

それでは、第4号議案の2番案件の審議・採決に移りますが、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大貝美治委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

十川主査 それでは第4号議案の2番案件について御説明します。議案書4ページを、御覧下さい。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築工事リフォーム業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模であるため、地区審査を実施しました。

第4号議案の2番案件についての説明を終わりますが、最後に第4号議案全体の集計表に変更がありますので説明します。議案書6ページを御覧下さい。9番案件の削除に伴い、地目の畑が1,735㎡となり、合計が12,538㎡となります。また、

転用目的の内訳は、駐車場・資材置場が7,973㎡となります。お手数ですが修正をお願いします。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月14日に2番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側と事務局2名です。申請地は、勝占町中須にあり、2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、露天資材置場に転用するものです。造成については、隣接する県道の高さまで約10cm盛土する計画です。排水については、雨水のみで地下浸透とし、多い時は、既存の水路へ排水する計画で、地元の土地改良区から排水同意書及び意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、勝占地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の2番案件については、許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、2番案件を許可することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

十川主査 それでは第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書7ページを御覧ください。

今月は1件あり、1番は、平成25年9月に5条許可を受けていたものです。変更内容についてですが、当初の転用目的「ガソリンスタンド」から「飲食店の店舗」に変更し、事業承継者が新たな譲受人となります。また、面積についても変更があり、当初4筆、4,810㎡から一部分筆が入り、3筆、2,925㎡に変更するものです。

それでは、変更に至った経緯等について説明します。当初の譲受人は、許可後直ちにガソリンスタンドの建築工事にかかる予定でしたが、工事業者との間で金額等、いろいろ認識の違いがあり、時間がかかる内に、経済及び社会情勢に伴い、資金繰りが悪化していきました。その後、平成27年に代表取締役の変更や役員構成の見直しなど、今後、新たにガソリンスタンドを運営する状況に落ち着くまで時期をみながら準備を進めていましたが、昨年より新型コロナウイルス感染が全国で蔓延していき、リモートや外出自粛でガソリンの需要がより一層少なくなり、ガソリンスタンド建築が非常に困難な状況となりました。今回、飲食店を運営している本案件の事業承継者から既存店舗の移転計画の要望があり、双方の間で話がまとまり、申請に至ったもの

です。

なお、本案件は、承継者のある事業計画変更申請となり、この場合は、併せて5条許可申請を行うものとされているため、この5条許可については、先ほどの第4号議案の7番案件で御審議いただいたものとなります。今回の変更に伴った資料一式が提出されたほか、工事進捗状況の報告書の提出も提出されています。地区審査については、5条許可の案件と合わせて実施しており、地元委員からは特に問題ないとのことでした。また、被害防除措置についてですが、隣接する農地は無いことから、特に問題は見受けられません。最後に、転用面積について、当初の許可面積より少なくなることから、本案件の対象となっていない部分が残ることになりますが、これについては別途、事業計画変更申請予定とのことであり、申請があり次第、審議に諮る予定です。第5号議案は以上1件で、地目は、田のみ2,925㎡で転用目的の内訳は、その他施設用地になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地転用の事業計画変更申請の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第6号議案、農地法第5条第4項の規定による協議について、の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

藤田主事 それでは第6号議案、農地法第5条第4項の規定による協議申請の審議について、御説明します。議案書8ページを、御覧ください。初めに、この農地法第5条第4項の規定による協議について、御説明します。この協議は、国または県が農地転用をするとき、転用許可権者に対して協議を求め、許可権者は協議を成立させるか否か、回答するものです。

それでは御説明します。1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。譲受人は、所有権を移転し、学校の露天駐車場及び実習農場に転用するもので、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、成立要件を満たしているものと思われます。また、転用規模が大規模であるため、地区審査を実施しました。

第6号議案は以上1件で、地目は、田のみ、5,987㎡で、転用目的の内訳は、その他施設用地5,987㎡です。以上で第6号議案についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月14日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、浦川推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、国府町矢野字椿ノ本周辺にあり、第2種農地に区分されるということです。

今回の協議は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場及び実習農場に転用しようとするものです。造成については、表土を取り除いたのち、70cmから90cm盛土します。排水については、雨水のみであり、隣接水路に排水することによって、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の協議について、農地法上での成立となる基準を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は一致して、問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農地法第5条第4項の規定による協議の審議については、本案件を協議成立相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を協議成立相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第7号議案、非農地証明願の審議についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

大松主任 主査 それでは第7号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書10ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、平成11年以前より、柿やしきびを栽培販売する目的で、倉庫を建築したが、経営が成り立たなくなったため、所有者が役員を務める会社が建築用資材や阿波踊りの栈敷用資材を保管する倉庫として現在も使用しています。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成11年5月30日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。第7号議案は以上1件で、対象地は田257㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の非農地証明願の審議については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

大松主任 それでは第8議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、御説明させて

主査 いただきます。議案書11ページを御覧ください。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番案件の対象地は5筆、8,322㎡で、全ての土地で継続して耕作状態にあります。

2番案件の対象地は2筆、3,873㎡で、全ての土地で継続して耕作状態にあります。

第8号議案は以上2件で、対象地は田、8,322㎡、畑、3,873㎡、合計で12,195㎡となっています。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第8号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の議案の審議に移ります。

第9号議案、「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

大松主任 主査 それでは第9号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について御説明します。議案書12ページを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

8番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

一部に農地除外地とし、後に分筆された土地、公衆用道路として分筆された土地もごさいますが、相続税猶予対象地には問題なく、その他の土地については、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。第9号議案は以上8件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田31,643.67㎡、畑12,901.26㎡、その他36.56㎡で、計44,581.49㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第9号議案の「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」は、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の審議に移ります。第10号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員、品山昌美委員、細川勝義委員、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

新田係長 それでは第10号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。

議案書16ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。今月は、新規設定が11件、再設定が40件で合計51件となっており、そのうち、賃貸借権が29件、使用貸借権が22件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から5番が多家良地区・9筆・5件、6番が中洲地区・1筆・1件、7番から9番が上八万地区・6筆3件、10番が入田地区・1筆1件、11番から13番が不動地区・19筆・3件、14番から22番が応神地区・13筆9件、23番から34番が川内地区・16筆・12件、35番から38番が国府地区5筆・4件、39番から41番が南井上地区・10筆3件、42番から51番が北井上地区・15筆・10件となっております。

利用権設定については以上で、田・29筆・40,779㎡、畑・66筆75,224㎡の合計95筆・116,003㎡となります。

第10号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第10号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第10号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

新田係長 それでは報告事項について説明します。議案書25ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。3件受理しました。

26ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

27ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。

28ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。30ページに渡り10件受理しました。

31ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。1件受理しました。

32ページを御覧ください。6番は農地の転用制限の例外による届出についてです。2件受理しました。

33ページを御覧ください。7番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。3件回答しました。

34ページを御覧ください。8番は転用許可の取消についてです。1件取消しました。

35ページを御覧ください。9番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。2件受理しました。

報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

御意見なければ、次の農政関係の報告事項へ進めます。「県農業会議が実施した県への政策提案」について、でございますが、8月総会でも当委員会の意見をお諮りして、県農業会議に提出をさせていただきました。そして先月、農業会議が県知事に政策提案を行っておりますので、内容について、事務局から報告をお願いします。

山田補佐 それでは、農業会議が県に実施した政策提案につきましてご報告いたします。

お手元の「農政報告 資料」をご覧ください。

先月29日、県庁にて徳島県農業会議の寺井会長はじめ、本市の川人会長も同会議の副会長として参加し、「2022年度 徳島県重点農業施策に関する政策提案」が実施されましたので、ご報告します。

2枚めくって、「目次」をご覧ください。今回は大きく5項目の政策について、それぞれ記載の各項目に対して提言を行っております。

本市農業委員会でも、この政策提案に際し意見を募集し、8月総会で、「県への提言」として議決し、県農業会議へ提出しておりました。

改めましてその内容ですが、「耕作放棄地再生支援事業」について、機構を通じた貸し借りの場合は、機構が「耕作できる状態」にしたうえで貸付けを行うこと、もしくは、借り手である担い手が放棄地を解消する場合、自ら重機を操作して解消する時の「労務費」も補助対象とすること、さらに、機構活用以外の貸し借りの場合も補助対象とすること、というものでした。

そして今回、この要望につきましては、3ページの3番、「農地中間管理機構を活用した遊休農地解消の推進」という項目の中に、一部内容を変えて記載していただいております。

また、資料の最後に付けております「徳島県重点農業施策に関する政策提案 概要」に、知事からのコメント要旨が掲載されております。先ほどの遊休農地の件につきましては、1枚目「概要1」の最後の項目に、「国に話をしていきたい。」というコメントがあります。

なお、最後のページに「意見交換」の部分の内容の記載がありますが、川人会長も課題の提供をしてくださったようでございます。

簡単ではございますが、政策提案の説明について、報告を終わります。

議長 　ただ今、事務局からの説明がありました。何か御意見、御質問はありませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局担当　【事務局から連絡事項の説明】

議長 　連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。
それでは、以上をもちまして、令和3年10月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。